



資料 1

豊岡市行政改革委員会 委員名簿

(任期 H27.12.5～H29.12.4)

氏 名	役職等	備 考
いしはら としひこ 石原 俊彦		関西学院大学大学院経営戦略研究科教授、公認会計士
おかざき なおみ 岡崎 直美		五荘地区公民館館長
かとう みきお 加藤 幹夫		(株)但馬銀行本店営業部長
こなか まちこ 小仲 満智子		出石文化協会副会長
たなべ あきこ 田辺 彰子		公認会計士
たにがき まさこ 谷垣 雅子		城崎麦わら細工振興協議会副会長
たにがき よういちろう 谷垣 洋一郎		(株)谷垣組取締役
なかじま ようじろう 中嶋 洋二郎		豊岡市区長連合会長
なかた こういち 中田 孝一		中田工芸(株)代表取締役社長
は の あやこ 土野 礼子		豊岡市文化協会評議員
よ だ きょうこ 與田 恭子		豊岡市社会教育委員

計 11人

(五十音順)



豊岡市行政改革委員会条例

平成 17 年 8 月 1 日
条例第 232 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行政を推進するため、豊岡市行政改革委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 行政改革に関する大綱及びその実施計画の策定に関すること。
- (2) 行政改革に関する大綱及びその実施計画の進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の行政の制度及び運営に関する改革の課題及び改善の方策に関すること。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長の諮問に答申し、又は必要に応じて市長に意見を述べる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 11 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第 7 条 委員会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、政策調整部において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の任命後最初に開かれる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 5 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。



豊岡市行政改革推進本部規程

平成22年 3 月29日

訓令第14号

改正 平成25年 4 月 4 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行政を推進するため、豊岡市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政改革に関する大綱及び実施計画の策定並びに実施計画の進行管理に関すること。
- (2) その他行政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は行政改革を担任する副市長をもって充てる。

3 本部員は、前項に規定する副市長以外の副市長、技監、政策調整部長、政策調整部参事（政策調整担当）、総務部長その他本部長が指定する者をもって充てる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、任命権者の了承を得て、教育委員会教育次長を本部員とすることができる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

2 本部員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ本部長の承認を得て、その本部員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、本部員とみなす。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者を出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

(行政改革庁内推進会議)

第 7 条 本部長は、専門の事項について調査及び研究するため、行政改革庁内推進会議を置くことができる。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 4 日訓令第 5 号）

この訓令は、公布の日から施行する。